

第9章 継続的運用方針

継続的運用方針は、以下のとおりとします。

1. 推進体制等の整備

市長を筆頭とする庁内の推進組織を中心に、各施設所管課と連携しながら、本計画をもとにした個別施設の維持管理に関するマネジメントを行っていくものとします。

また、不具合箇所の早期発見・早期改修によりランニングコストの低減を図るため、日常管理・点検を充実していくことが求められています。このため、施設管理・点検マニュアル等の整備を検討していくものとします。

2. 情報基盤の整備と活用

情報基盤を整理するため、建築基準法第12条による点検等の法定点検の結果や1年ごとの点検の劣化状況調査票の公共施設の状態に関する情報を整理するとともに、過去の部位ごとの改修・交換履歴、事故・故障の発生状況等の一元的な蓄積について検討します。

また、蓄積された施設データベースの計画的な保全への活用についても併せて検討します。

3. フォローアップ

本計画は、総合管理計画と同様に、「施設類型ごとの管理に関する基本方針」に基づき、個別施設ごとの取組状況を検証し、必要な時期に必要な行動の事業化を促す仕組みを構築するため、PDCAのマネジメントサイクルに沿った進捗管理を行います。取組みの進捗状況を踏まえ、計画期間中であっても必要に応じ、方針等の見直しを実施していくものとします。

